

# 特集

## 国際移民と越境する家族

### 特集の趣旨

館田 晶子 北海学園大学教授

本特集は、移民を取り巻く問題状況について「家族」を切り口に検討するものである。移住労働者の国際移動は、単身にせよ家族を伴うにせよ、多かれ少なかれ他の家族や親族との別離を伴い、あるいは関係性の再構築を余儀なくされる。国境を越えて展開する家族関係のありようを確認し展望することが、本特集の意図するところである。

このような着想は近時のふたつの状況を背景にしている。ひとつは、2018年12月の入管法改正(2019年4月施行)により導入された在留資格「特定技能2号」が家族帯同を可能にしたことである。もっとも、導入直後の事例がごく少数にとどまった上、2019年末からの世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため「外国人材」の受け入れ自体が停滞することとなった。検証と評価の時期はまだ先になりそうである。

もうひとつは、まさにこのコロナ禍のために生じた移動制限、とりわけ国際移動の厳格なコントロールに起因する家族の分断である。新型コロナウイルスが世界を席卷した2020年、我々の日常は様々なレベルで制約を余儀なくされた。感染拡大を防止するための国内外における移動制限は経済活動を直撃し、そのしわ寄せは弱い立場にある人々に及び、海外とつながる国際移住者にとってその影響はより一層深刻となった<sup>\*1</sup>。国内へのウイルス流入を防ぐために各国で海外からの入国制限や海外への渡航制限が実施された結果、国境をまたいだ家族の往来も大きく制限された。日本では、当初は特別永住者を除きすべての外国人が原則上陸拒否の対象とされ、永住者や日本人の配偶者などの安定的な在留資格を有していてもいったん出国すれば再入国できない事態が生じた<sup>\*2</sup>。在留資格を持つ外国人の再入国はその後徐々に緩和されたが、新型ウイルスの感染状況は本稿執筆の時点(2021年3月初旬)で未だ予断を許さない段階にあり、蔓延防止対策としての厳しい往来のコントロールは今後も一定期間続かざるを得ないと予想される。往来制限の影響については今後の検討課題となろう。

もっとも本特集は、上記のような直近の事象に着想を得つつも、この2年余りの著しい変化を直接対象とするわけではない。世界的なパンデミック状況はまだ継続しており、本格的な調査研究には今少し時間を要するであろう。しかし、移民家族のありようはこれまでも社会経済的な危機や出入国管理体制の変化などに様々な影響を受けてきた。本特集では、「危機と家族」「引き裂かれる家

族」といったキーワードで4人の論者にご寄稿いただいた。前半の工藤論文と田中＝カレル論文では、具体的な事例に基づき、国境を越えて引き裂かれる家族の相互関係と日本社会の課題について分析していただいた。後半では、池上論文では日本におけるブラジル人について、田嶋論文ではイタリアにおける中国系移民について、危機の時代における移住者の受入国での対応を長いスパンで俯瞰的に考察していただいた。

移住者と家族の関係に着目したとき、大きく次のような整理が可能であろう。第一に、本国に家族を残し単身で海外に移住する場合で、出稼ぎ労働者がその典型である。この場合、移住者と家族とは国境を越えて分断されており、国をまたいだ送金、援助、コミュニケーションなどの関係性の維持が重要な要素となる。第二に、家族での移住や家族呼び寄せなど、本国での家族関係を移住先で維持・再構築しようとする場合である。子の養育や教育の問題はここでの重要な関心事のひとつである。外国人住民について受入国の各種制度がどの程度整っているかが状況を大きく左右することになる。第三に、移住者が移住国で新たに家族を形成する場合である。婚姻による家族形成が一般的だが、配偶者が移住先の国民であるか否かで状況は大きく変わるであろう。

工藤論文は上記第三に該当する事例を扱う。日本人女性とパキスタン人男性の国際結婚による夫婦とその子どもたちへの継続調査によって、トランスナショナルな家族の形成と再編を描き出している。ジェンダー規範が経済条件などによって微妙にずらされ、日本人女性配偶者はその「ずらし」によって、家庭内でより望ましい地位を獲得していくさまは非常に興味深い。田中＝カレル論文は上記第二の事例として、日本で働くネパール人夫婦とネパールに「残された子ども」に焦点を当て、労働移住による家族の分断と再統合の難しさを扱う。家族の再統合を阻むのは在留資格の問題だけではない。家族の再統合を可能にするきめ細かい政策が求められており、児童の権利条約が謳う「子どもの最善の利益」（第3条）とは何かが鋭く問われている。

戦後70年余りの間に世界は幾度となく「危機」を経験した。国際移住者とその家族は、これらの「危機」にその都度対応を迫られてきた。池上論文は、日系人の家族滞在を合法化した1990年改正入管法以降の30年間（前史としての1980年代を合わせれば40年間）の日本におけるブラジル人家族の変遷を検討している。2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災と原発事故、そして2019年以降のコロナ禍といった危機を経て、ブラジル人家族は多様化しつつ日本社会に定着していった。在留が長期になれば当然、人は年を取っていく。結論で指摘された高齢化への対応は喫緊の課題である。田嶋論文は、海外に目を移してイタリアにおける中国系移住者の長い歴史を振り返りつつ、イタリアでの経済活動とコミュニティ形成を描写している。ここでも子どもの教育の問題が状況毎に模索されている。田嶋論文では、青田出身者への現在のコロナ禍における最新の調査から、中国系移住者の中国回帰の傾向も指摘されている。めざましい経済発展を遂げつつある中国の現況に鑑みれば引き続き注目すべき現象である。

移民を社会に包摂していくプロセスにとって、家族という視点は重要である。移住先での在留の長期化と家族形成という傾向がすでに既定のものである以上、これからの移民政策は必然的に家族政策を含むものとならざるを得ない。このような認識の下、本特集が提供する新たな知見が、今後進められるであろう移民政策研究の一助となることを期待したい。

- \*1 外国人労働者や難民申請者の困窮、家族の分断などを取り上げる新聞報道（例えば2020年11月27日付朝日新聞「実習生ベトナムに帰りたくても」、2021年1月14日付毎日新聞「コロナ禍解雇 外国人困窮」など）や、解雇され収入が途絶えて野に食料を求める技能実習生を取材した報道番組も見られた。
- \*2 2020年6月23日付朝日新聞「母国に足止め『日本帰れない』」、2021年7月21日付朝日新聞「帰らない 帰れなくなるから」など。特に人道上配慮すべき事情があるときは入国を許可するとされていたが、当初は何がこの事情に当たるかが明確にされていなかったため、出国を控える例もあったと伝えられている。